

## ○桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱

第3条 市長は、事業者等(市の事務事業の対象となる全ての事業者及びその役員等をいう。以下同じ。)が[次の各号](#)に掲げるもの(以下「排除対象者等」という。)のいずれかに該当すると判明したときは、暴力団等を排除するために必要な措置(以下「暴力団等排除措置」という。)を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められるもの
- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者又は反社会的勢力を利用したと認められるもの
- (3) 暴力団等(不当要求行為者等を除く。)に資金等の供給、資材等の購入又は便宜を供与するなど積極的に暴力団又は反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (4) 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者又は反社会的勢力と密接な関係(友人又は知人として、年1回であっても、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊等をしている関係をいう。ただし、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)を有していると認められるもの
- (5) 暴力団又は暴力団関係者暴力団若しくは暴力団関係者又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席する等の関係をいう。ただし、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)を有していると認められるもの